

陳情第186号	受理年月日	令和2年8月11日
付託委員会	教育文化委員会	
件名	幼稚園、保育園及び小・中学校全学年において口くう衛生の科目を新設し実施することを求める決議について	
要旨	<p>虫歯や歯周病を含め、口くう内のトラブルで悲しい経験をした市民は多いと思う。子供のうちに習慣として身につければよいがなかなかそうはいかないケースも多い。</p> <p>親が悪い、子供が悪いというのはよいが、家庭とともに学校でも必須で口くう衛生に取り組むことで、市民として自信と誇りが生まれると思う。</p> <p>ついては、多くの市民の口くうに関する怒りや悲しみ、憤りを静めるためにも下記の内容について決議していただきたい。</p> <p>なお、実施により成果があった場合、市長は県や国に対し積極的に提言を行う。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 市長は、(仮称)口くう衛生を新たな科目として条例で設置し、義務教育課程に組み入れること。あるいは、類似の内容を実施すること。</p> <p>2 1の内容は次のとおりとすること。</p> <p>(1) 歯磨き演習</p> <p>虫歯や歯周病を予防する歯磨きの習慣を身につけ、歯を大切にすするため歯磨きの実習を数カ月に1回程度以上、義務教育期間中に必ず実施する。また、実習の実施に当たっては洗面器、歯ブラシ、お茶(歯磨き粉の代用)を最低限必要な物とし、予算の許す限り、歯磨き粉、歯こう染色液を使用する。</p> <p>(2) 歯磨き試験</p> <p>歯科衛生士又は歯科医により年1回実施する。</p> <p>他制度との併用は可能であるが、別途行うことを妨げない。</p>	